9　先任航空管制技術官は、航空管制技術官の所掌に属する事務を管理する。
10　施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を先任施設運用管理官とする。
11　先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。
12　第六項及び第八項に規定するもののほか、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。
13　次席航空管制官及び次席航空管制技術官は、それぞれ航空管制官又は航空管制技術官の所掌に属する事務の管理に関し、先任航空管制官又は先任航空管制技術官を補佐する。

（仙台空港事務所に置く課）

第六十条の二　仙台空港事務所に、総務課を置く。

（総務課の所掌事務）

第六十条の三　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
三　公文書類の審査及び進達に関すること。
四　空港事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
五　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
六　職員に貸与する宿舎に関すること。
七　航空機の操縦の練習の許可に関すること。
八　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
九　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに管制保安部の所掌に属するものを除く。）。
十　空港等の供用に関すること（管制保安部の所掌に属するものを除く。）。
十一　会計に関すること。
十二　国有財産及び物品の管理に関すること。
十三　前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四款　その他の空港事務所

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。
2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　関西空港事務所、松山空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）

（新設）

（新設）

第三款　その他の空港事務所

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。
2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）